

○財務省告示第七十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年五月三十一日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	〇・六トン
四	一、三八九トン
五	二〇トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
一トン	六四トン	三四二トン	八、七七四トン	一、〇〇二トン	二五トン	三〇、六一五トン	一七九、九五一トン	五二五、〇三一トン	六、六四五トン	二、四四三トン	三八〇トン	三、一四一トン	〇トン	八・〇トン	二トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一
二二トシ	〇トシ	一四八トシ	三三二トシ	〇トシ	二トシ	七二トシ	一七三トシ	二、五六〇トシ